

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所飯田支部 執行官室 Tel 0265-52-3019

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官 中 島 敦 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 1 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 8 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 13 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所飯田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 11 時 00 分 場 所 長野地方裁判所飯田支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 15 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 15 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,535,000 2,028,000		507,000	50,726	7,246

物 件 目 録

1 所 在 飯田市松尾水城5590番地23

家屋 番号 5590番23

種 類 居宅

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 51.34平方メートル
2階 52.99平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 8月12日

長野地方裁判所飯田支部

裁判所書記官 中 島 敦 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番5590番23，地積158.38平方メートル，所有者B）につき一般定期借地権が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 飯田市松尾水城5590番地23

家屋 番号 5590番23

種 類 居宅

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 51.34平方メートル
2階 52.99平方メートル

令和 7年(ヌ)第 8号
令和 8年 1月21日受理
令和 8年 2月12日提出
評 価 人 寺 沢 秀 文

現況調査報告書

長野地方裁判所飯田支部
執行官 藤 巻 正 弘 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 飯田市松尾水城5590番地23

家屋 番号 5590番23

種 類 居宅

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 51.34平方メートル
2階 52.99平方メートル

(建物用〈単独〉)

不 動 産 の 表 示	「物件目録1」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
建 物	物件1
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある [種 類 : 構 造 : 床面積 :
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
そ の 他 の 事 項	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年 () 第 号 保管開始日 年 月 日
敷 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図 (概略図) のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況 (物件1関係)		
所 在	飯田市松尾水城	
地 番	5 5 9 0 番 2 3	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐ 原野	
地 積	1 5 8 . 3 8 m ² (☒ 全部 ☐ 一部)	
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ B	
☒ 関係人(☒ A (建物所有者) ☐ (土地所有者))の陳述／ ☒ 提出文書(回答書・公正証書写し)の要旨		
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 (建物所有目的) ☐ 使用借権 ☐	
占 有 開 始 時 期	平成10年 9 月 6 日 (設定) ころ	
最 初 の 契 約 日	平成10年 9 月 6 日 設定	
契 約 等 期 間	平成11年 3 月 1 9 日 から ☒ 平成61年 3 月 1 8 日 まで 5 0 年間	
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日 から ☐ 年 月 日 まで 年間 ☐	
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()	
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
地代・支払時期等	毎月 金 2 万 9 8 0 円 (毎月 末日限り 翌月分支払)	
地 代 前 払	☒ ない ☐ ある (金 円 分まで)	
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☒ ある (☐ 敷金 円 ☒ 保証金 4 5 万 7 7 0 0 円)	
特 約 等	借地借家法第22条の特約	
地 代 滞 納	☒ ない ☐ ある (令和 年 月 日現在 金 万円)	
契 約 解 除	☒ ない ☐ ある ()	
訴 訟 提 起 等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年 () 第 号 ☐ ある [☐ 係属中 ☐ 終局 ()	
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

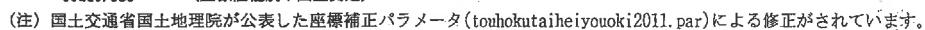
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (本件債務者)	【令和8年2月5日に(■口頭 □電話)聴取した。】 (1) 私は、現在愛知県内で仕事をしているため、月に何回か帰ってくると いう状況です。本建物は、私と姉が住居として使用しています。第三者 の占有はありません。 (2) 建物の増改築はなく、雨漏りやシロアリの被害は見られません。 (3) 建物の敷地は、借地のため。土地の境界に関する争いはありません。 境界はハッキリしています。地代の滞納はありません。
執行官の意見	
■上記のとおり ■下記のとおり (1) 本建物及び目的外土地の状況は、別紙公図（法第14条第1項地図）、建物図面（各階平面図）、 土地建物位置関係図（概略図）、建物間取り図（概略図）及び添付写真のとおりである。 (2) 目的外土地（3枚目）の南側に隣接する「地番5590番1」の土地は、目的外土地所有者Bが 所有する公衆用道路（273㎡）である。 (3) 目的外土地上にAの移動可能なプレハブ物置が2台ある（写真No.3）。 (4) 上記関係人の陳述、本建物及び目的外土地の状況等から、2枚目記載のとおり認定した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 1月21日 (水)	当庁 (執行官室)	飯田市長宛関係資料請求 (郵便)
8年 1月26日 (月) 16:50-16:55	長野地方法務局松本支局	☒ 登記事項証明書請求 ☐ 公図写し請求 ☐ 地積測量図写し請求 ☐ 目的外建物図面写し請求 ☐ 履歴事項証明書請求 ☐
8年 1月27日 (火)	当庁 (執行官室)	本件債務者 A 宛照会書送付 (郵便) 目的外土地所有者 B 宛照会書送付 (郵便)
8年 1月29日 (木) 14:35-14:50	物件所在地	本件物件及び占有確認、目的外土地立入調査、写真撮影
8年 2月 5日 (木) 14:15-14:40	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 A から意見聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和 8年 2月 5日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていなかったため、立会人 (評価人) を立ち合わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 8年 2月 5日 評価人同行 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり



A3をA4に縮小

登記年月日：平成11年4月7日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(長野地方支務局麻田支庁管轄)

令和7年11月10日

東京法務局提出所

登記官

(7枚目)

A3をA4に縮小

地図整理番号：U54425

各階平面図

104440

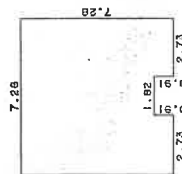
家屋番号 5590-23

建物の所在 飯田市松尾水城 5590-23

建物図面



1階



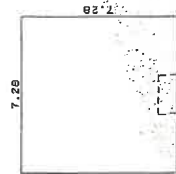
求積表

7.28 x 6.37 =	46.3736
2.73 x 0.91 =	2.4843
2.73 x 0.91 =	2.4843
計	51.3422

床面積

51.34 m²

2階

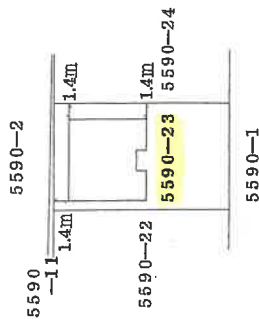


求積表

7.28 x 7.28 =	52.9984
---------------	---------

床面積

52.99 m²



作製者

土地

縮尺 1/250

申請人

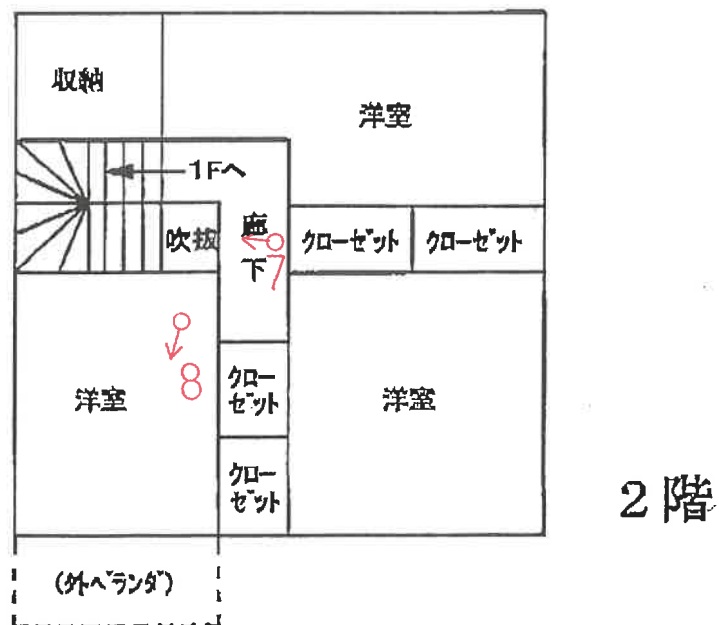
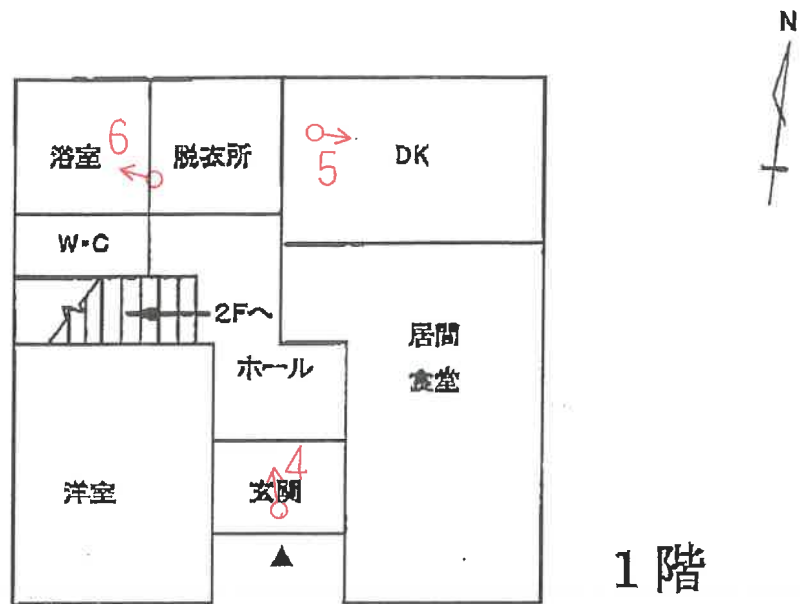
縮尺 1/500



♂ 写真撮影位置・方向

土地建物位置関係図（概略図）
 令和7年(又)第8号
 物件1(住宅)
 目的外土地(5590-23)

建物間取り図（概略図）
令和7年(又)第8号
物件1（居宅）



1:100

建物間取り図

♂ 写真撮影位置・方向

令和7年（又）第8号



NO. 1
物件 1
目的外土地 (5590-23)



NO. 2



NO. 3

物件 1

目的外土地 (5590-23)

プレハブ物置 2 台



NO. 4

物件 1

1 階



NO. 5



NO. 6



NO. 7

2階



NO. 8

令和7年（ヌ）第8号

令和8年2月5日調査

令和8年3月6日評価

令和8年3月9日提出

長野地方裁判所 飯田 支部

評 価 書

評価人・不動産鑑定士

寺 沢 秀 文 印

第1. 評価額

評 価 額
金 2,535,000 円

注記. 上記評価額は建物自体の価格に敷地利用権である借地権価格を加算した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更について考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除き、原則として公開された資料等に基づくものである。

第3. 目的物件

番号	所在等	登記上	現況
1	所在地番 家屋番号 種類 構造 床面積	飯田市松尾水城 5590番地23 5590番23 居宅 鉄骨造スレート葺 2階建 1階 51.34m ² 2階 52.99m ² 延 104.33m ²	(同左)
特記事項			
	敷地利用権は借地権であり、かつ期間50年の一般定期借地権である。		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4. 目的物件の位置・環境等

1. 対象物件の概況及び利用状況等

①. 物件1

位 置 ・ 交 通	J R飯田線「伊那八幡」駅の東北東方約900m(道路距離)付近に位置。同駅よりは徒歩約10分程度の時間距離である。(添付資料1.「受命物件位置図」参照)	
付 近 の 状 況	飯田市の松尾水城地区内に位置しており、周辺は一般住宅、共同住宅等を主体とし農地も介在する近郊住宅地域を形成している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員 等の個別的な 規制を考慮し ない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引き都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% なし なし
特 記 事 項	特になし	

2. 建物の概況・利用状況

①. 物件 1

区 分	主である建物
建築時期及び 残存耐用年数	建築年月日 : 平成 11 年 3 月 新築 経済的全耐用年数 : 45 年 経過年数 : 約 27 年 経済的残存耐用年数 : 18 年
仕 様	構 造 : 鉄骨造 2 階建 屋 根 : スレート葺 内 壁 : ビニールクロス張り、京壁等 天 井 : ビニールクロス張り、桎目天井等 床 : カーペット敷、羽目板張り等 開口部 : アルミサッシ 設 備 : 上水道、公共下水道、プロパンガス、電気等 その他 : 特になし
床面積(現況)	登記面積にほぼ一致している。
現況用途等	階 層 : 2階建 現況用途 : 居宅 間 取 り : 添付資料「建物間取図」参照
建物の品等	総 合 鉄骨造にてやや優る 使用資材 鉄骨造にてやや優る 施 工 普通

保守管理の状態	普通程度であるも築後約 27 年を経しており、経年程度の物理的損耗の進捗等が認められる。但し、鉄骨造であるところから更に一定期間の使用継続が可能と認められる。
建物の利用状況	所有者及びその親族が専用住宅として居住の用に供しており、実態ある賃貸借等の存在の事実とは認められない。
特 記 事 項	対象物件の敷地は借地権であり、借地借家法第 22 条に定める期間 50 年の一般定期借地権である。

3. 敷地 (借地) の概要及び権利利用関係等

権 利 内 容 等	土地賃借権（借地借家法に基づく一般定期借地権）
土 地 の 表 示	対象建物の所在敷地の登記上の表示は下記の通りである。 [地番] [地目] [地積] 5 5 9 0 番 2 3 宅地 1 5 8 . 3 8 m ²
画 地 条 件 等	間 口 ： 約 9 . 8 m 奥 行 ： 約 1 6 . 2 m（西端部） 規 模 ： ほぼ標準的 形 状 ： ほぼ長方形 地 勢 ： 概ね平坦
接面道路の状況	対象敷地は南側現況幅員約4 m舗装私道よりも建物敷地面は約0 . 6 m程度高く、また駐車場スペースはほぼ等高に接面している。同私道は東方約2 0 m付近の市道（思井川線）及び南方約4 0 m付近の市道（松尾2 8 0 号線）に接続している。 なお、当該接面私道（5 5 9 0 番 1）は位置指定道路「飯田3 1 0」として平成8年3月5日に道路幅員4 . 2 0 m、延長6 5 . 0 6 mの認定を受けており、所有者は対象物件敷地所有者と同じである。
土地の利用状況等	対象物件敷地（5 5 9 0 番 2 3）内に本件対象建物が存し、敷地のうち南東寄り一部は露天駐車場となっている。敷地内における建物の配置状況は添付資料、「建物配置図」の通りである。 目的外建物 なし

供給処理施設	上水道 最寄市道に本管あり (接面私道に共同管あり) 下水道 最寄市道に本管あり (接面私道に共同管あり) ガス プロパンガス
特 記 事 項	特になし

4. 物件1建物の敷地についての権利利用関係等

権 利 内 容	○ 土地賃借権（借地借家法に基づく一般定期借地権）
契約書等の有無	○ 有り
契 約 年 月 日	○ 平成10年9月6日
占有開始時期	○ 平成10年9月6日頃
貸 借 目 的	○ 建物所有目的等
貸 借 面 積	○ 158.38㎡
貸 借 期 間	○ 平成11年3月19日から平成61年3月18日までの 50年間
賃 料（地 代）	○月額 20,980円 年額 251,760（5,255円／坪）
権 利 金 等	○ 無し
敷 金 等	○ 457,700円（保証金として）
利 用 現 況	○ 土地賃借人所有の物件1建物が存している。
特 記 事 項	○ 借地借家法第22条特約（一般定期借地権） ○ 調査時点での地代の滞納はない

第5．評価額算出の過程

1．基礎となる価格

(1)．建物物件の評価

①. 物件 1

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) $ア \times イ \times ウ = \text{エ}$
1	188,000	延104.33	0.28	5,492,000

ウ 現価率

- ・ 経済的全耐用年数45年、経過年数27年、経済的残存耐用年数18年、観察減価及び中古建物の市場性減価30%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。
- ・ 現価率 = (経済的残存耐用年数18年 / 経済的耐用年数45年) $\times$ (1 - 0.3) = 0.28

(2)．土地物件の評価

①. 建付地価格等の評価

敷地等についての建付地価格等を次の通りと評定した。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格等 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
物件 1 敷地	27,500	0.99	158.38	0.7	3,018,000
					3,018,000

(物件 1 建物敷地)

イ 個別格差 : 画地方位(南) + 4%、道路の系統連続性やや劣る▲5%

(相乗積▲1%)

(合計は総和ではなく相乗積であるので注意を要する。以下同)

$$1.04 \times 0.95 = 0.988 \approx 0.99 \text{ (▲1\%)}$$

ウ 地積 : 158.38㎡

エ 建付減価補正率 : 建物規模・構造・経過年数等を考慮のうえ▲30%と判定。

2. 評価額の判定

前記により求めた建物価格に、敷地利用権である借地権価格を加算し、かつ借地権譲渡承諾料を控除し、さらに競売市場減価修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

①. 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格等 (円) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ=ウ
物件 1 敷地等	3,018,000	0.2	借地権	604,000

イ 敷地利用権割合 : 本件借地権が借地借家法第22条に規定する一般定期借地権であることから、借地開始時(平成11年3月19日)よりの借地経過期間(27年)、借地権の残存期間(23年)、建物の耐用年数等を勘案し、本件における借地権割合を20%と判定した。

②. 借地権譲渡承諾料(名変料)相当額

借地権譲渡承諾料(名変料)相当額の率を借地権価格の10%相当額と判定し、借地権譲渡承諾料相当額を60,000円と評定した。

$$\begin{array}{lcl} \text{[借地権価格]} & & \text{[名変料相当額]} \\ 604,000 \text{ 円} & \times & 0.1 \quad \quad \quad \div \quad 60,000 \text{ 円} \end{array}$$

③. 修正前評価額

上記評価額を加減することにより、競売市場減価修正前の評価額を下記の通りと評定した。

建物価額	5,492,000 円	
敷地利用権価額	604,000 円	(借地権価格)
小 計	6,096,000 円	
名変料相当額	▲ 60,000 円	
合 計	6,036,000 円	

④. 評価額

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 減価率 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,036,000	(加算済み)		0.7	(1-0.4)	2,535,000

ウ 占有減価率 : 必要なし

エ 市場性修正 : 敷地利用権が一般定期借地権であること等から、市場性減価率を30%と判定し、修正を加えることとした。

第6．参考価格資料

(1)．地価公示価格

公示地番号：飯田(国)－1
所在地番：飯田市松尾水城3668番2
公示価格：27,500円/㎡（令和7年1月1日）
位置：JR飯田線「伊那八幡」駅より550m
地積：264㎡
供給処理施設：上水道・公共下水道
接面街路：西5m舗装市道、南側道
用途指定等：非線引都市計画区域
第1種中高層専用住居地域(60%、200%)
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

(2)．相続税課税評価額（令和7年）

- *路線価：未付設地区（倍率地区）
- *固定資産税評価額に乗ずる倍率：1.1倍
- *借地権割合：40%（あくまで課税上の割合である）

(3)．固定資産課税評価額（令和7年度）

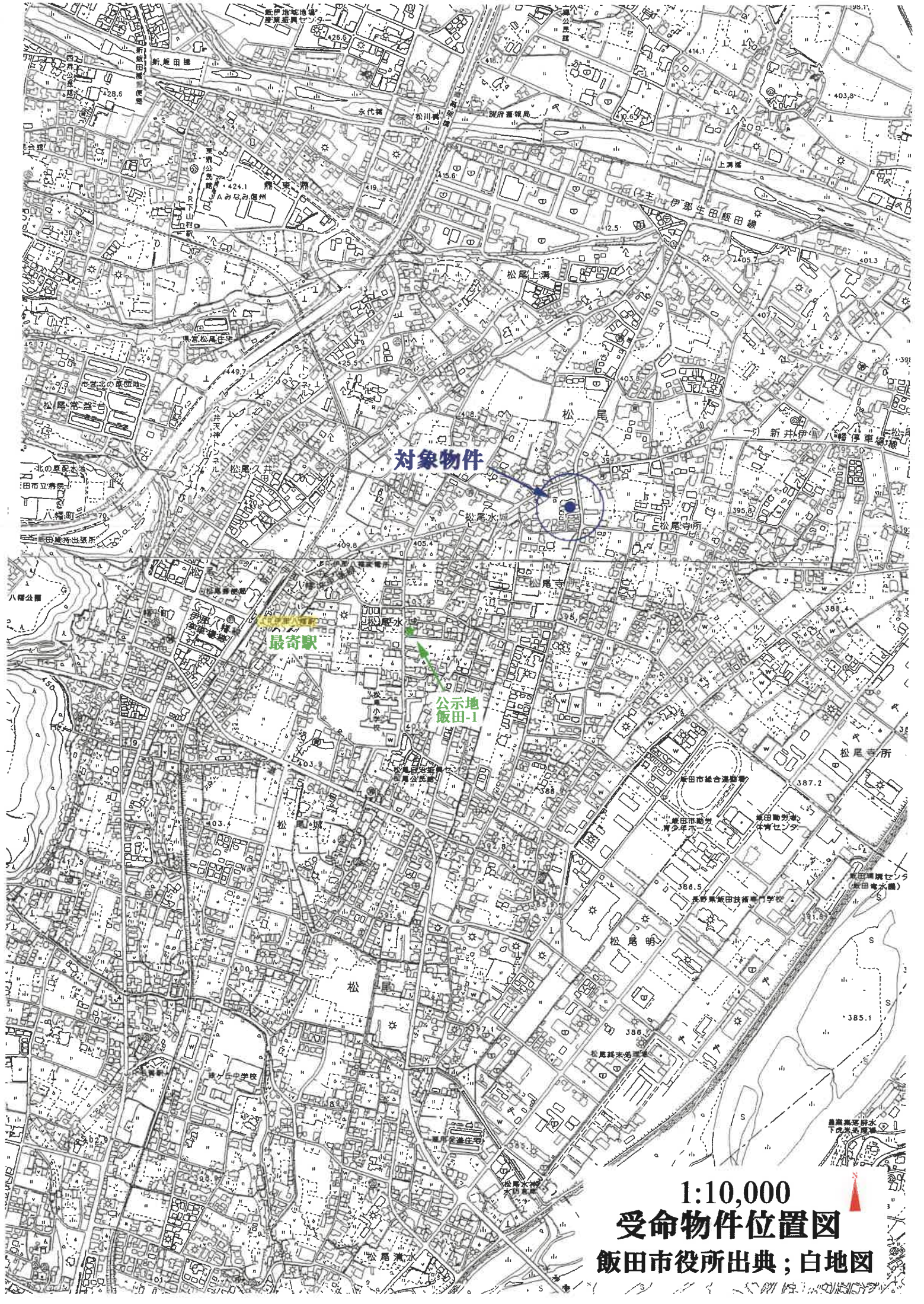
	〔課税評価額〕	〔固定資産税・都市計画税〕
(1)	3,623,291 円	57,972 円

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものであるので注意を要する。

第 7. 附属資料の表示

- 1 受命物件位置図（「飯田市出典白図」写）
- 2 公図写
- 3 建物平面図・同配置図写
- 4 建物間取図
- 5 現況写真

以 上



対象物件

最寄駅

公示地
飯田-1

1:10,000
受命物件位置図
飯田市役所出典；白地図



当国土地院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

番区域目

松尾

登記年月日：平成11年4月7日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(長野地方支務局飯田支庁管轄)
令和7年11月10日 東京支務局特出室所 登記官

各階平面図

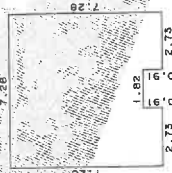
建物図面

家屋番号 5590-23

建物の所在 飯田市松尾水城 5590-23

104440

1階



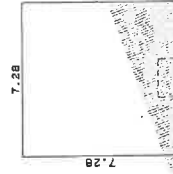
求積表

7.28 x 6.37 =	46.3736
2.73 x 0.91 =	2.4843
2.73 x 0.91 =	2.4843
計	51.3422

床面積

51.34㎡

2階

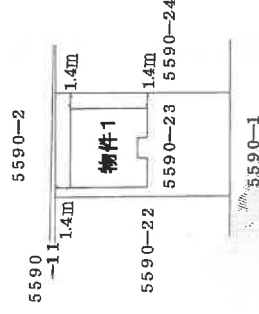


求積表

7.28 x 7.28 =	52.9984
---------------	---------

床面積

52.99㎡



建物平面図

建物配置図

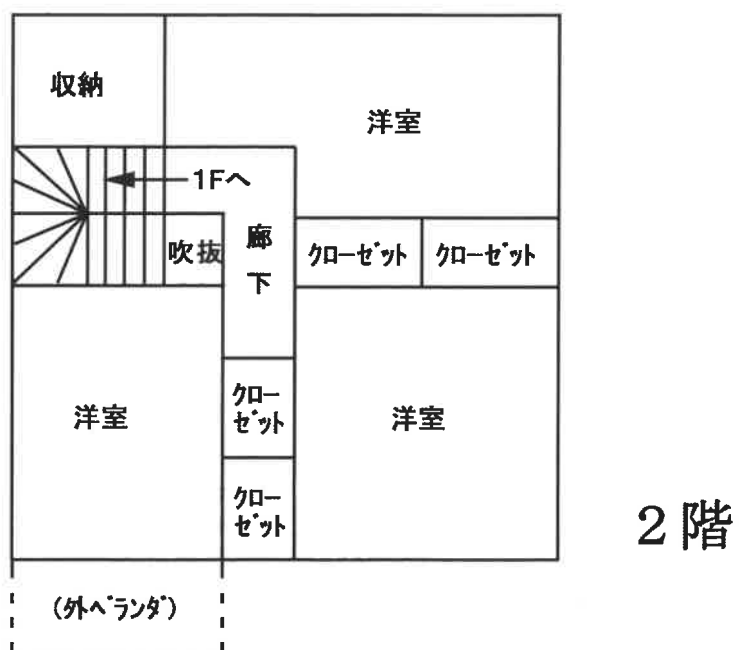
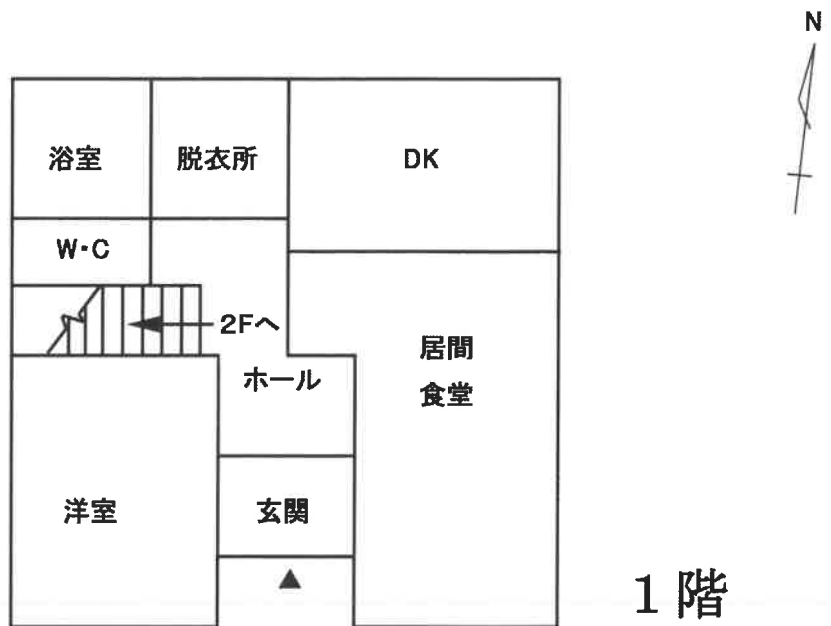
作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)



1:100

建物間取図

現況写真No.1



現況写真No.2



現況写真No.3



現況写真No.4

